

TAX NEWS

平成26年度税制改正大綱発表 (所長:奥村隆志)

去る平成25年12月12日に与党から「平成26年度税制改正大綱」が公表されました。本大綱は、今後の国会において審議されることとなりますが、可決成立する可能性が極めて高いため、この中から、早急に顧問先様にお伝えさせていただいた方がいいと思われる内容をピンポイントでご案内させていただきます。

1. ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

個人で所有しているゴルフ会員権やリゾート会員権については、従来、譲渡した場合の譲渡所得は、他の所得(給与所得、事業所得など)と損益通算し、総合所得課税されていました。

すなわち、ゴルフ会員権等で譲渡損失が発生した場合に、他の所得と損益通算することにより、他の所得に係る税金を軽減する効果があったわけです。

この扱いが平成26年3月31日までの譲渡までで終了し、平成26年4月1日以降に譲渡した場合の譲渡損失は他の所得と損益通算できないこととなりました。

個人所有のゴルフ会員権等を所有されている方で含み損がある場合は、平成26年3月31日までの譲渡を検討することをお勧めします。

2. 生産性向上設備投資促進税制の創設

法人又は個人事業主を対象に、生産性の向上を目指した設備投資(建物や構築物も含まれます)に対し、強力な税制上の恩典措置が創設されました。

詳細は、別紙添付資料をご参照ください。

なお、この税制の適用の注意点として、

設備の取得の前に経済産業局の確認手続きを行う

ことが必要ですので、設備投資を行う予定の顧問先様におかれましては、必ず事前に弊事務所担当者にご相談ください。

また、製造業だけでなく、非製造業においても、設備投資上の投資収益率が5%以上(中小企業の場合)であれば対象となりますので、可能性のある顧問先様はお早めに弊事務所担当者にご相談ください。

3. 所得拡大促進税制の拡充

法人又は個人事業主を対象に、給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度です。

平成25年度から本制度はスタートしておりましたが、この度、適用要件が大きく緩和され(平成24年度比給与総額「5%以上増加」「2%以上増加」に緩和)、非常に適用しやすい制度となりました。

従業員数を増やしたり、給与の支給額を増やすことを検討されている顧問先様におかれましては、本税制によるメリットも勘案してご検討されてはいかがでしょうか？

(奥村隆志)

II. 4. 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設(秋の大綱)

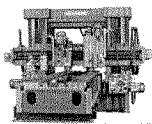
- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**即時償却**又は**5%税額控除**という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする**非製造業**も活用可能。
- 法律上の**計画認定を要しない**簡便な手続き。産業競争力強化法の施行日から**前倒し適用**。
⇒本税制等の措置を活用し、今後3年間で、設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。

改正概要 【適用期間：3年間(平成28年度末まで)】
※産業競争力強化法の施行日から適用

対象設備

A. 先端設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



<対象>

- ◆機械・装置(限定なし)
- ◆器具・備品
(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー^(※)など)
- ◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア^(※)
※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ
- ◆工具(ロール)



<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上
(中小企業は5%以上)



※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象>機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法>申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。

税制措置

(注)産業競争力強化法施行日から適用

	H25年度中 (注)	H26年度	H27年度	H28年度
特別償却	即時	即時	即時	50%特償
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25%特償
税額控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。

II. 9. 所得拡大促進税制の見直し・拡充 (法人税・所得税・法人住民税)

拡充(秋の大綱)

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その**要件を緩和**するとともに、**適用期限を2年間延長**する(平成29年度末まで)。

改正概要 【適用期間：4年間(平成29年度末まで)】

現行制度

※要件緩和は平成25年度当初にさかのぼって適用

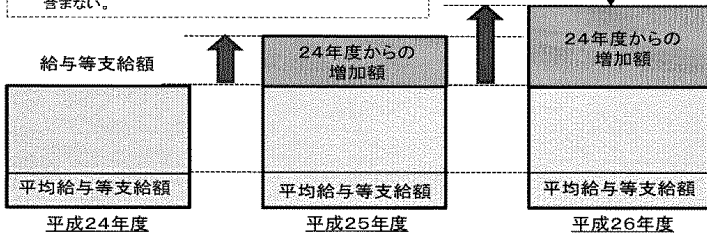
【要件①】給与等支給額の総額：24年度から5%以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前の事業年度以上

<給与等支給額>

- > 算定の基準となるのは、国内の雇用者への支払給与、役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。
- > 通常の賞金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。

10%の税額控除
(法人税額の10%
(中小企業等は20%)を限度)



【要件③】給与等支給額の平均：前の事業年度以上

具体的な見直し内容

【見直し内容】

総額「5%」増加要件を、以下のとおり改めるとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)
(年度)

	H25(注)	H26	H27	H28	H29
現行	5%	5%	5%	—	—
改正後	2%	2%	3%	5%	5%

2年間延長

【見直し内容】

高齢者の退職と若年者の採用による平均給与減少といった事情を考慮するため、給与等支給額「平均」の比較対象を、「継続雇用者に対する給与等」に見直す。(=退職者・再雇用者・新卒採用者を除いて比較する)

※また、「前の事業年度以上」を「前の事業年度を上回る」に変更。

(注)上記の2つの要件緩和は、平成25年度当初にさかのぼって適用。
(既に決算を終えている企業については、平成26年度に税額控除額を上乗せ。